

入札及び契約の過程に係る苦情処理要領

令和 2 年 9 月 1 日
企 業 局 総 務 課

第 1 趣旨

この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）及び同法第 17 条第 1 項の規定に基づく公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定）において、入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する仕組みを整備するよう定められた趣旨を踏まえ、局が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び建築設計業務（以下、「建設関連業務」という。）並びに施設の維持管理に係る業務等並びに物品の売買及び物品の賃貸借における入札及び契約の過程に係る苦情処理について必要な事項を定めるものとする。

第 2 対象

1 本要領による苦情処理の対象は、次の各号に掲げる調達に係るものとする。ただし、次項に規定するもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連し、当該行為を秘密にする必要があるものを除く。

- (1) 局が発注する建設工事のうち、予定価格が企業局会計規程（昭和 56 年宮崎県企業局企業管理規定第 1 号。以下「会計規程」という。第 127 条第 1 号に定める額以上のもの
- (2) 建設関連業務のうち、予定価格が会計規程第 127 条第 6 号に定める額以上のもの
- (3) 施設の維持管理に係る業務等
- (4) 物品の売買及び物品の賃貸借

2 予定価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 3 条第 1 項に規定する総務大臣が定める額以上の局が発注する建設工事及び建設関連業務（以下、「建設工事等」という）に係る苦情処理については、この要領に定めるもののほか、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年 6 月 23 日会計管理局会計課定め）に定めるところによる。

第 3 一次苦情申立て

1 一次苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲

一次苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) 一般競争入札方式（条件付一般競争入札を含む。以下同じ。）

入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格確認結果通知書により入札参加資格がない旨の通知を受理した者のうち、入札参加資格がないとされた理由に不服がある者は、当該理由についての説明を求めることができる。

- (2) 一般競争入札方式（総合評価落札方式に限る。）

入札参加資格確認申請書及び技術申請書等を提出し、落札者とならなかった者のうち、落札者の落札決定に不服がある者は、非落札理由についての説明を求めることができる。

(3) 指名競争入札方式

- ① 当該入札と同一の建設工事等の種類の入札参加資格（県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号。）第7条第1項の規定により認定された入札参加資格をいう。次号において同じ。）、施設の維持管理に係る業務等の種類の入札参加資格（庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱第5条の規定により認定された入札参加資格をいう。次号において同じ。）、又は物品の売買及び物品の賃貸借の契約に係る入札参加資格（物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱第4条の規定により認定された入札参加資格をいう。次号において同じ。）がある者のうち、当該指名競争入札に参加できる者として指名されなかったことに不服がある者は、非指名理由についての説明を求めることができる。
- ② 入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格確認結果通知書により入札参加資格がない旨の通知を受理した者のうち、入札参加資格がないとされた理由に不服がある者は、当該理由についての説明を求めることができる。

(4) 随意契約（業務委託等プロポーザル方式（業務委託等プロポーザル方式試行要領（平成31年4月1日総務課定め）に規定される方式をいう。）による場合

- ア 参加申込書等を提出した者のうち、企業局長による非選定通知書を受理した者で、非選定理由に対して不服がある者は、企業局長に対して、非選定理由についての説明を求めることができる。
- イ 技術提案書を提出した者のうち、企業局長による非特定通知書を受理した者で、当該非特定理由に対して不服がある者は、企業局長に対して、非特定理由についての説明を求めることができる。

(5) 随意契約方式（(4)の場合を除く）

- ア 発注した建設工事と同一の種類の新設等の建設業の許可（建設業法第3条第1項に規定する「許可」を受けている者をいう。）を有する者で、契約の相手方として選定されなかったことに對して不服がある者は、選定されなかった理由についての説明を求めることができる。
- イ 発注した建設関連業務、施設の維持管理に係る業務等、物品の売買又は物品の賃貸借と同一の入札参加資格の認定を受けている者で、契約の相手方として選定されなかったことに對して不服がある者は、選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

(6) 入札参加資格停止

有資格業者の入札参加資格停止に関する要領（平成16年4月22日定め）による入札参加資格停止の措置を受けた者のうち、当該入札参加資格停止の理由に不服がある者は、当該理由について説明を求めることができる。

2 一次苦情の申立ての方法

一次苦情の申立てをしようとする者は、次に掲げる期間内に一次（二次）苦情申立書（別記様式第1号）により、第1号から第4号については、契約担当者（企業局長又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。以下同じ。）に対して、第5号については、企業局長に対して、それぞれ行うものとする。

- (1) 前項第1号及び第3号②に掲げる苦情については、入札参加資格確認結果通知書

により、入札参加資格がない旨の通知を受理した日の翌日から起算して2日（宮崎県の休日定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日及び8月13日から8月15日までを除く。以下、日数の規定において同じ。）以内）以内とする。

（2） 前項第2号に掲げる苦情については、落札決定が宮崎県公共事業情報サービスにおいて公表された日の翌日から起算して5日以内とする。

（3） 前項第3号①に掲げる苦情については、指名結果が宮崎県公共事業情報サービスにおいて公表された日の翌日から起算して5日以内とする。

（4） 前項第4号及び第5号に掲げる苦情については、随意契約の相手方が宮崎県公共事業情報サービスにおいて公表された日の翌日から起算して5日以内とする。

（5） 前項第6号に掲げる苦情については、当該入札参加資格停止の期間内とする。

3 一次苦情の申立てへの回答

苦情の申立てがあった場合は、一次（二次）苦情申立書を受理した日の翌日から起算して、第1項第1号及び第3号②に掲げる苦情については2日以内に、その他の苦情については5日以内に、一次苦情申立てに係る回答書（別記様式第2号）により回答する。

ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、当該理由及び予定している回答期日を伝えた上で回答期間を延長することができる。

4 一次苦情の申立ての却下

企業局長は、次の各号に該当する場合は申立てを却下することができるものとし、却下したときは、速やかにその旨を一次苦情申立者に苦情却下通知書（別記様式第3号）により通知しなければならない。

（1） 第1項に掲げる申立てができる者以外の者から申立てがなされた場合

（2） 第1項に掲げる申立てができる範囲以外の事項について申立てがなされた場合

（3） 第2項に掲げる申立期間の経過後に申立てがなされた場合

（4） 苦情の内容が軽微な、又は無意味なものである場合

5 一次苦情の申立てについての教示

企業局長は、本要領の対象となるものについては一次苦情の申立てができる旨の教示を次により行う。

（1） 第1項第1号及び第3号②に掲げる苦情については、入札参加資格確認結果通知書により教示する。

（2） 第1項第4号及び第5号に掲げる苦情の申立てができる旨を掲示等により教示する。

（3） その他の事項については、この要領を宮崎県公共事業情報サービスにおいて掲載することにより教示する。

6 一次苦情処理結果の公表

企業局長は、一次苦情申立者に回答又は却下の通知を行ったときは一次（二次）苦情処理結果概要（別記様式第4号）を閲覧に供する方法により遅滞なく公表する。

第4 建設工事等に係る二次苦情申立て

1 建設工事等に係る二次苦情（以下、「二次苦情」という）の申立てができる者

第3第3項の回答書を受理した一次苦情申立者のうち、当該回答書による説明に不服がある者は、二次苦情の申立てを行うことができる。

2 二次苦情の申立ての方法

二次苦情の申立ては、企業局長から回答書を受け取った日の翌日から起算して5日以内に一次（二次）苦情申立書（別記様式第1号）により、企業局長に対して行うものとする。

3 二次苦情の申立ての対応

二次苦情の申立てがあった場合、企業局長は、速やかに宮崎県入札・契約監視委員会設置要綱（平成15年8月1日総務部行政経営課・総務部財政課定め）により設置される宮崎県入札・契約監視委員会（以下「委員会」という。）に二次苦情処理に係る審査資料（別記様式第5号）を提出し、調査・審議を依頼する。

4 二次苦情の申立てへの回答

企業局長は、二次苦情申立者に対し、委員会の調査・審議の結果を踏まえた上で、委員会から報告を受けた日の翌日から起算して5日以内に、その結果を二次苦情申立てに係る回答書（別記様式第6号）により回答する。

5 二次苦情の申立ての却下

企業局長は、次の各号に該当する場合は、申立てを却下することができるものとし、却下したときは、速やかにその旨を一次苦情申立者に苦情却下通知書（別記様式第3号）により通知しなければならない。

- （1） 一次苦情の申立てを行っていない者から二次苦情の申立てがなされた場合
- （2） 一次苦情の申立てを却下された者から二次苦情の申立てがなされた場合
- （3） 一次苦情の申立ての内容以外の事項について二次苦情の申立てがなされた場合
- （4） 局が発注した建設工事等に係る苦情申立て以外の事項について二次苦情の申立てがなされた場合
- （5） 第4第2項に掲げる申立期間の経過後に二次苦情の申立てがなされた場合

6 二次苦情申立てについての教示

第3第3項の回答書中に、二次苦情処理ができる旨を教示する。

7 二次苦情処理結果の公表

企業局長は、二次苦情申立者に回答又は却下の通知を行ったときには、一次（二次）苦情処理結果概要（別記様式第4号）を閲覧に供する方法により遅滞なく公表する。

8 二次苦情処理の事務

二次苦情処理の事務は、第3第1項第1号から第5号に係る苦情にあつては当該建設工事等の事業主管課が、第3第1項第6号に係る苦情にあつては、工務管理課が行う。

第5 公表の方法等

この要領に定める事項の公表は、第3及び第4の苦情申立てのあった日の属する年度の翌年度の3月31日まで行う。

第 6 その他

苦情の申立ては、入札契約手続の執行を妨げない。

第 7 適用時期

この要領は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記

様式第 1 号

一 次 (二 次) 苦 情 申 立 書

年 月 日

宮崎県企業局長 殿

(苦情申立者)

主たる事務所の所在地

商号又は名称

代表者氏名



(個人の場合は、住所及び氏名)

電話番号

1 苦情申立の対象 (工事名、業務名又は入札 参加資格停止の理由)	
2 不服のある事項	
3 不服の根拠となる事項	

様式第 2 号

一次苦情申立てに係る回答書

(文 書 番 号)

年 月 日

(苦情申立者)

商号又は名称

代表者名

様

(個人の場合は氏名)

宮崎県企業局長

年 月 日付けで申立てがあった不服事項等について、下記のとおり回答します。

記

1 申立て事項への説明

2 二次苦情申立てについて

この回答書による説明について不服がある場合は、企業局長に対して二次苦情の申立てを行うことができます。

二次苦情処理の申立てを行う場合は、この回答書を受け取った日の翌日から起算して 5 日（日曜日、土曜日、祝日及び 8 月 13 日から 8 月 15 日まで並びに年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）を除く。）以内に二次苦情申立書（様式第 1 号）により行ってください。

様式第 3 号

苦情却下通知書

(文 書 番 号)

年 月 日

(苦情申立者)

商号又は名称

代表者名

様

(個人の場合は氏名)

宮崎県企業局長

年 月 日付けで申立てがあった不服事項等について、下記の理由により却下します。

記

様式第 4 号

一次（二次）苦情処理結果概要

1 苦情処理申立ての概要

申 立 日	年 月 日
申 立 者	所在地（住所） 商号又は名称 代表者名 電話番号
苦 情 の 内 容	1 苦情の申立ての対象 2 不服のある事項 3 不服の根拠となる事項
申 立 先	

2 回答の概要

回 答 日	年 月 日
回 答 者	
回 答 の 内 容	

様式第 5 号

二次苦情に係る審査資料

[illegible]

(注) 二次苦情申立てに係る回答書(案)及び審査に必要な関係資料を添付すること。

様式第 6 号

二次苦情申立てに係る回答書

(文 書 番 号)

年 月 日

(苦情申立者)

商号又は名称

代表者名

様

(個人の場合は氏名)

宮崎県企業局長

年 月 日付けで申立てがあった不服事項等について、下記のとおり回答します。

記

入札及び契約の過程に係る苦情処理事務手続フロー図

